

基本編①.捕獲を行うにあたっての基本認識

野生鳥獣の捕獲には、趣味としての「狩猟」の他に、農林水産業被害の防止等の目的で許可を受けて行う「許可捕獲」があります。捕獲を行う者はそれらの定義の違いだけでなく、課される制限・義務等を理解したうえで捕獲活動をしなければなりません。

区 分	定 義	対象鳥獣	資格・手続き
狩 猟	狩猟期間に法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲等を行うこと。	狩猟鳥獣 48 種（わな猟の場合、鳥類、ヒグマ、ツキノワグマを除く 18 種）	狩猟免状の取得、毎年 の狩猟者登録
許可捕獲 (有害鳥獣捕獲)	農林水産業、生活環境又は生態系に係る被害の防止等の目的で許可を受けて、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等を行うこと。	狩猟鳥獣以外の鳥獣も可能	原則として狩猟免状を受けた者が、都道府県知事もしくは市町村長等へ許可申請する。

参照元：農林水産省 HP「野生生物被害防止マニュアル－イノシシ、シカ、サル、カラス（捕獲編）－第 2 章 捕獲に関する基礎知識」

※許可捕獲には「有害鳥獣駆除」のほかに、特定鳥獣管理計画にもとづく、地域個体群の長期的な維持を目的とした、「個体数調整」等があります。詳しくは県の特定鳥獣管理計画及び農林水産省のホームページ等をご参照ください。

捕獲者に課される制限および義務（抜粋）

【猟法（わな猟の場合）】

法定猟具（規制等の詳細については 11p 参照）のみ使用することができる。設置してよい数は一人あたり 30 基まで。大型獣の体の一部を宙づりにするわな等は使用してはならない。

【実施場所】

以下の場所で狩猟を行ってはならない（鳥獣保護区、休猟区、公道、区域が明示された都市公園等、社寺境内、墓地、自然公園の特別保護地区、原生自然環境保全地域）。また、特定猟具使用禁止区域及び指定猟法禁止区域では、指定の猟法が禁止されている。

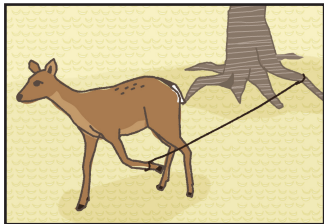
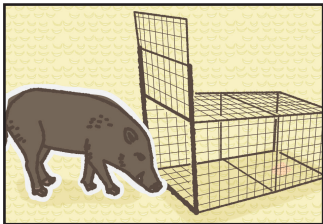
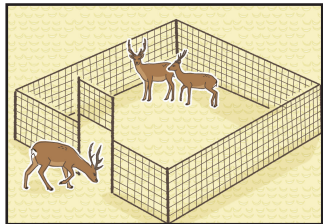
※許可捕獲では規制が緩和される場合があります。

【捕獲個体の処分】

捕獲した鳥獣の残滓は、適切な処理が困難な場合または生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合を除いて、捕獲した場所に放置してはならないため、基本的には全量を回収し、困難な場合は埋設処分しなくてはならない。

基本編 ②. わなの種類

イノシシ・ニホンジカを対象としたわなは主に以下の3種類に区分されます。設置場所の環境、予算、労力などを考慮し、状況に応じた適切なわなを選択しなくてはなりません。

	くくりわな	箱わな	囲いわな
			
捕獲可能頭数	1頭	1～多頭	1～多頭
設置・運搬	ワイヤーをくくる木があれば斜面や狭い場所でも設置可能。小型かつ軽量で運搬は容易。	平坦地で設置。移動させる場合、複数人が必要。搬入には車両が必要。	平坦地で設置。設置には複数人が必要。搬入には車両が必要。
利点	設置の労力が少ない。箱・囲いわなより安い。1人で1日に多数設置が可能。	初心者でも捕獲がしやすい。捕獲後逃走リスクが低い。	1度の作動で多頭捕獲が可能。捕獲後逃走リスクが低い。
難点	箱・囲いわなより設置技術が求められる。わなが破損しやすい。止めさし時の事故のリスクが高い。	設置場所がやや限定される。誘引に時間がかかる。	高価である。設置に労力がかかる。設置場所が限定される。誘引に時間がかかる。

※本マニュアルは千葉県内のわな猟初心者を対象としているため、県内で使用例が少なく、個人での導入が難しい囲いわなの詳細については割愛し、以降のページでは箱わな・くくりわなに焦点をしばって解説します。